

おらほの



教室

車種区別の税率

車種区分	税率	車種区分	税率
原動機付自転車 (50cc以下)	2,000円	小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円
原動機付自転車 (50cc超90cc以下)	2,000円	小型特殊自動車 その他	5,900円
原動機付自転車 (90cc超125cc以下)	2,400円	軽二輪 (125cc超250cc以下)	3,600円
ミニカー (50cc以下)	3,700円	小型二輪 (250cc超)	6,000円

■三輪・四輪以上の軽自動車は、自動車検査証の「初度検査年月」により税額が異なります。

車種区分	自動車検査証の「初度検査年月」が平成22年3月以前 重課税率適用 (※)	自動車検査証の「初度検査年月」が平成22年4月～平成27年3月 旧税率適用	自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以後 新税率適用
三輪 (660cc以下)	4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上乗用 (営業用)	8,200円	5,500円	6,900円
四輪以上乗用 (自家用)	12,900円	7,200円	10,800円
四輪以上貨物 (営業用)	4,500円	3,000円	3,800円
四輪以上貨物 (自家用)	6,000円	4,000円	5,000円

※経年車重課：「初度検査年月」から13年を経過した三輪・四輪以上の軽自動車について、新税率のおおむね20%の税率が上乗せされる重課税率が適用されます。(平成28年度課税分から適用)

軽自動車税 (種別割) の減免について

その年度の4月1日 (賦課期日) 現在において、障害者手帳などをお持ちの人で、障害の程度などの一定の要件を満たして、障害のある本人の通院、通学または生業のために使用される車両について、軽自動車税 (種別割) の減免を受けることができます。減免申請をする場合は、次のことに注意してください。

- ・減免申請は、令和5年度分軽自動車税納税通知書が届きしだい、4月17日(月)から28日(金)までの期間中に、町民税務課または歌津総合支所で手続きをしてください。
- ・前年度に減免を受けている人であっても毎年手続きが必要です。
- ・障害者減免は、障害者1人につき、軽自動車や普通自動車を含めて1台のみとなります。

必要書類

- 1 減免申請書 (窓口備付)
  - 2 自動車検査証または標識交付証明書
  - 3 身体障害者手帳 / 戦傷病者手帳 / 療育手帳 / 精神障害者保健福祉手帳
  - 4 運転する人の運転免許証
  - 5 軽自動車税 (種別割) 納税通知書
  - 6 委任状 (届出者が別世帯の人の場合)
- ※上記1～6に加え、減免申請の事由により追加で必要となる書類があります。詳しくはお問い合わせください。

\* 今月の保険料 \*

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

介護保険料……………第9期  
後期高齢者医療保険料…第9期

納付期限  
3月31日(金)

口座振替日  
3月27日(月)

軽自動車税 (種別割) とは

- 軽自動車税 (種別割) は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車の主たる定置場が所在する市区町村において、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。

- ※1 所有者と使用者が異なる場合は、所有者に課税されます。
- ※2 割賦販売 (ローン) により所有権留保車両の場合は、買主を所有者とみなし課税されます。
- ※3 「主たる定置場」とは、原動機付自転車や軽自動車などの運行を休止した場合に、主として駐車する次のような場所をいいます。

■原動機付自転車・小型特殊自動車の定置場

- ・個人 所有者の住所地
- ・法人 使用の本拠地とされる事務所の所在地

■二輪の軽自動車 (総排気量125cc超250cc以下) の定置場

- ・軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置

■軽自動車 (軽四輪・軽三輪) および二輪の小型自動車 (総排気量250cc超) の定置場

- ・自動車検査証に記載された使用の本拠の位置

★軽自動車税 (種別割) は、車両を所有していることに対して課税される税金です。車両が故障などにより不動状態であったとしても、所有している限りは納税義務が発生します。また、運転席 (乗用装置) を持つ農耕機や、工場敷地内のみで使用するフォークリフトなどについても、公道走行の可否とは関係なく軽自動車税 (種別割) の課税対象となります。



各種申告手続きはお忘れなく!

★原動機付自転車や小型特殊自動車、軽自動車などを他人に譲渡したり、廃車した場合、住所変更など登録時の内容に変更があったときは、名義変更や廃車、住所変更などの申告手続きが必要となります。

■原動機付自転車・小型特殊自動車の申告手続きについて

- ・名義変更、廃車の場合：その事由の発生した日から30日以内に、町民税務課または歌津総合支所で手続きしてください。
- ・住所変更などの場合：その事由の発生した日から15日以内に、町民税務課または歌津総合支所で手続きしてください。



<各種手続きに必要なもの>

- ・新規登録、名義変更の場合…販売証明書または譲渡証明書 (旧所有者分)、廃車証明書 (旧所有者分)
- ・廃車の場合…ナンバープレート (標識)、標識交付証明書

※いずれの手続きの場合でも、本人確認書類 (運転免許証やマイナンバーなど) をご持参ください。

- 1 軽自動車税 (種別割) は、年税額として一律に課税されますので、年度途中で廃車した場合でも税金の還付はありません。(月割課税の制度はありません。)
- 2 4月2日以降に譲渡、廃車などされた場合、もしくは廃車手続きや名義変更手続きが行われた場合は、その年度分の税額は全額納めていただくことになります。

■二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の各種手続き…東北運輸局宮城運輸支局(☎050-5540-2011)

■軽自動車 (軽四輪・軽三輪) の各種手続き…軽自動車検査協会宮城主管事務所(☎050-3816-1830)

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372